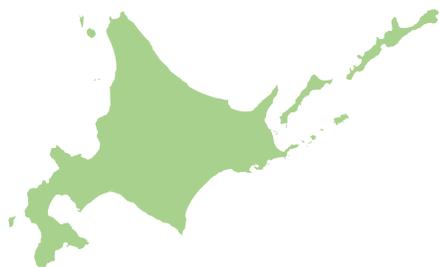


次期「北海道医療計画」について



令和4年(2022年)11月15日(火)

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、**地域の実情に応じて**、当該都道府県における**医療提供体制の確保を図るための計画**(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき**第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 **生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるもの**の治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「**救急医療等確保事業**」という。)に関する事項(ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。)

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ **へき地の医療**

ニ **周産期医療**

ホ **小児医療（小児救急医療を含む。）**

へ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における**疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療**

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 **地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域**（以下「**構想区域**」という。）

ハ **そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療**（※令和3年5月28日公布、令和6年4月1日施行）

5 疾病

在宅医療

5 事業

6 事業

+ 1 事業

地域医療構想

病床機能報告制度

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

外来医療計画

医師確保計画

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

二次医療圏

十四 主として**病院の病床**(次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び**診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める**特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 **療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項**

三次医療圏

基準病床数

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和2年4月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

三次医療圏

52医療圏（令和2年4月現在）

※都道府県ごとに1つ
（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

○地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

5事業(*)…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

(*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

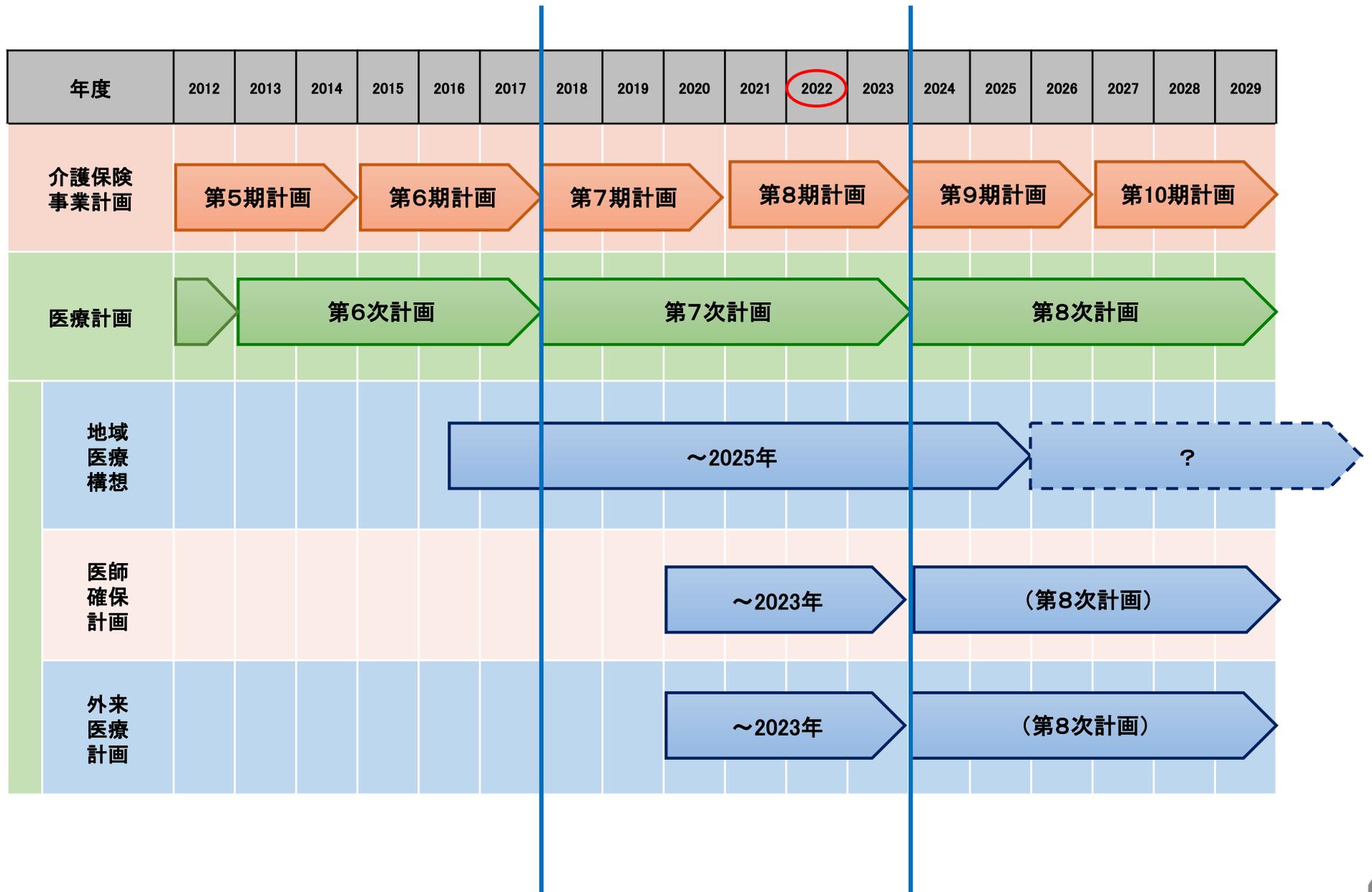
○医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

医療計画等の策定状況



二次医療圏の設定に係る検討スケジュール

R4.8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月	～12月	R6.1～3月
【道】 地域医療専門委員会の開催								【道】 二次医療圏設定の方向性を整理	【道】 5疾病・6事業 + 在宅医療 医師確保計画・外来医療計画 の具体的内容の検討	【道】 北海道医療計画の決定・告示 パブリックコメントの実施
		第1回 意見集約		第2回 意見集約			第3回 意見集約			
【厚労省】 第8次医療計画等に関する検討会の開催						【厚労省】 医療計画作成 指針発出？				
○国の検討状況や今後実施する意見集約については、地域医療専門委員会の開催の都度、情報共有する。										

次期医療計画の検討体制について

第8次医療計画の策定に向けた検討体制【厚生労働省】

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
 - ※具体的には以下について検討する
 - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
 - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
 - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
 - ※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師需給分科会」で議論してきており、次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。

連携

【新興感染症等】
感染症対策(予防計画)に関する検討の場 等

【5疾病】
各疾病に関する検討の場 等

報告

地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
 - ・医師の適正配置の観点を含めた医療機能の分化・連携に関する推進方針
 - ・地域医療構想ガイドライン
 - ・医師確保計画ガイドライン 等

外来機能報告等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
 - ・医療資源を重点的に活用する外来
 - ・外来機能報告
 - ・地域における協議の場
 - ・医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
 - ・在宅医療の推進
 - ・医療・介護連携の推進

救急・災害医療提供体制等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
 - ・第8次医療計画の策定に向けた救急医療提供体制の在り方
 - ・第8次医療計画の策定に向けた災害医療提供体制の在り方 等

*へき地医療、周産期小児医療については、第7次医療計画の策定に向けた検討時と同様、それぞれ、以下の場で専門的な検討を行った上で、「第8次医療計画等に関する検討会」に報告し、協議を進める予定。

・へき地医療
厚生労働科学研究の班
・周産期医療、小児医療
有識者の意見交換

第8次医療計画の策定に向けた検討体制【厚生労働省】

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
- ※具体的には以下について検討する
 - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
 - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
 - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
- ※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師確保分科会」で議論してきており、次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論

- ① R 3.6.18
- ② R 3.8.6
- ③ R 3.10.13
- ④ R 3.11.5
- ⑤ R 3.11.11
- ⑥ R 3.12.23
- ⑦ R 4.3.4
- ⑧ R 4.5.25
- ⑨ R 4.6.15
- ⑩ R 4.7.20

- ⑩ R 4.7.20
- ⑪ R 4.7.27
- ⑫ R 4.8.4
- ⑬ R 4.8.25
- ⑭ R 4.9.9
- ⑮ R 4.10.7
- ⑯ R 4.10.26
- ⑰ R 4.11.4

【新興感染症等】
感染症対策(予防計画)に関する検討の場 等

- ① R 3.12.17

【5疾病】
各疾病に関する検討の場 等

連携

報告

地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

- ① R 3.7.29
- ② R 3.12.3
- ③ R 4.3.2
- ④ R 4.5.2
- ⑤ R 4.10.16
- ⑥ R 4.8.10
- ⑦ R 4.9.21
- ⑧ R 4.10.12
- ⑨ R 4.10.27

外来機能報告等に関するWG

- 以下に関する詳細
- ① R 3.7.7
- ② R 3.7.28
- ③ R 3.9.15
- ④ R 3.10.20
- ⑤ R 3.11.29
- ⑥ R 3.12.17
- ⑦ R 4.3.16

在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- ① R 3.10.13
- ② R 4.3.9
- ③ R 4.5.15
- ④ R 4.7.20
- ⑤ R 4.7.28
- ⑥ R 4.9.28
- ⑦ R 4.10.14
- ⑧ R 4.10.31

救急・災害医療提供体制等に関するWG

- ① R 3.10.13
- ② R 4.2.9
- ③ R 4.4.14
- ④ R 4.4.28
- ⑤ R 4.6.15
- ⑥ R 4.7.8
- ⑦ R 4.10.5

*へき地医療、周産期小児医療については、第7次医療計画の策定に向けた検討時と同様、それぞれ、以下の場で専門的な検討を行った上で、「第8次医療計画等に関する検討会」に報告し、協議を進める予定。

- ・へき地医療
厚生労働科学研究の班
- ・周産期医療、小児医療
有識者の意見交換

次期北海道医療計画策定に向けた検討体制について【北海道】

- 医療計画の策定・見直しについては、北海道総合保健医療協議会で協議することとしており、各疾患・事業ごとの協議は所管の専門委員会・小委員会等で行い、全体については、地域医療専門委員会で協議する。（R4.5 総会決定事項）
- 新興感染症等への対応に関する検討の場については、現在、検討中。

北海道精神保健福祉審議会

○精神疾患

北海道総合保健医療協議会

北海道医療対策協議会

○医師確保計画

地域保健専門委員会

○がん

循環器疾患 対策小委員会

○脳卒中
○心筋梗塞等の
心血管疾患

糖尿病対策 小委員会

○糖尿病

地域医療専門委員会

○医療計画取りまとめ・全体協議

○へき地医療、○外来医療計画

看護対策 小委員会

○看護師等
確保対策

在宅小委員会

○在宅医療

周産期・小児医療検討委員会

○周産期医療、○小児医療

救急医療専門委員会

○救急医療 ○災害医療

北海道知事

諮問



北海道医療審議会



答申

※北海道総合保健医療協議会での
計画案了承後

※上記以外の関連施策等は他協議会等で協議
※新興感染症の検討体制は、別途整理

医療圏の設定について

二次医療圏設定の考え方【第6次医療計画】

国の考え方

医政局長通知

既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。

特に、人口規模が20万人未満であり、且つ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が20%未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。

医療計画作成指針

二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。

- ①人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。
- ②既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。

道の考え方

- 第二次医療圏の設定については、人口規模や患者受療動向のみで第二次医療圏の設定を行った場合、広域分散型の本道においては、広大な圏域ができることとなり、医療提供体制の再構築が行われることとなれば、医療機関へのアクセスの面で、患者や家族などに負担がかかることとなります。
- こうした状況のもと、現在も各圏域において、「自治体病院等広域化・連携構想」や「地域医療再生計画」などの推進により、地域医療提供体制の充実を図っていること、さらには、圏域の見直しにおいては、こうした取り組みの成果を検証する必要があることなどから、**今回の本計画の見直しにおいては、第二次医療圏の設定変更を行わないこととしました。**
- ただし、次期北海道医療計画（平成30年度～）の策定に向けて、北海道総合保健医療協議会などにおいて、地域医療提供体制を経時的に評価しながら、しかるべき時期から、第二次医療圏の設定について検討していくこととします。

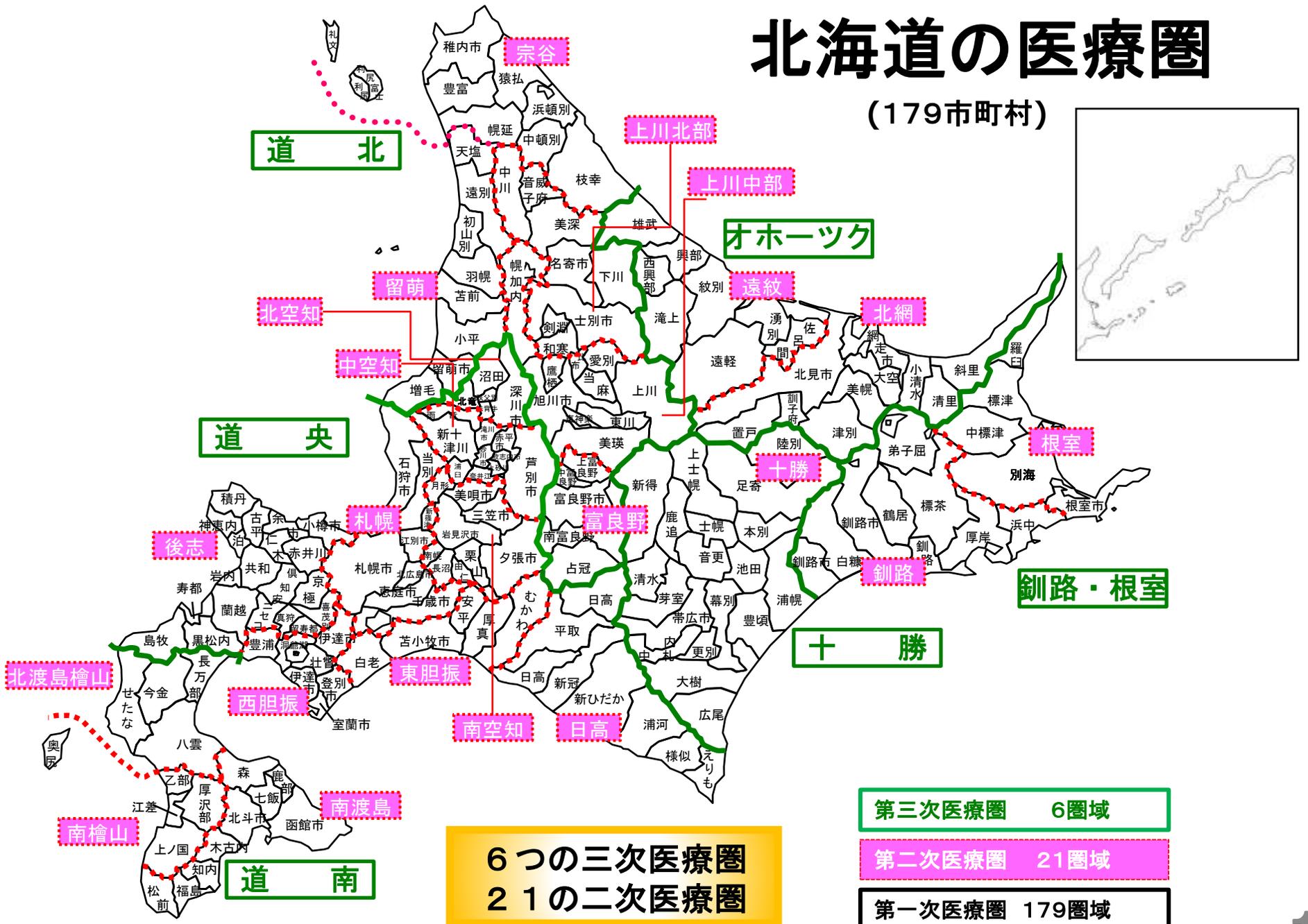
二次医療圏設定の考え方【第7次医療計画】

国の考え方	
医政局長通知	医療計画作成指針
<p>既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討すること。</p> <p>その際には、圏域内の人口規模が患者の受療動向に大きな影響を与えていることから、人口規模や、当該圏域への患者の流入及び当該圏域からの患者の流出の実態等を踏まえて見直しを検討すること。</p> <p>特に、人口規模が20万人未満であり、かつ、二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合（以下「流入患者割合」という。）が20%未満、推計流出入院患者割合（以下「流出患者割合」という。）が20%以上となっている既設の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である。</p> <p>なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。</p>	<p>二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定することとなるが、その際に参考となる事項を次に示す。</p> <p>①人口構造、患者の受療の状況（流入患者割合及び流出患者割合を含む。）、医療提供施設の分布など、健康に関する需要と保健医療の供給に関する基礎的事項については、二次医療圏単位又は市町村単位で地図上に表示することなどを検討する。</p> <p>なお、患者の受療状況の把握については、患者調査の利用の他、統計学的に有意な方法による諸調査を実施することが望ましい。</p> <p>人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。</p> <p>なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要である。</p> <p>また、設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改善に向けた具体的な検討を行うこと。</p> <p>②既存の圏域、すなわち、広域市町村圏、保健所・福祉事務所等都道府県の行政機関の管轄区域、学区（特に高等学校に係る区域）等に関する資料を参考とする。</p> <p>③構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。</p>

道の考え方
<p>○第二次医療圏については、人口規模や患者の受療動向のみで設定を行った場合、広域分散型の本道においては、広大な圏域ができることとなり、医療機能の都市部への更なる集約化や高齢化が進行することにより、医療機関へのアクセスの面で患者やその家族などに負担が生じることとなります。</p> <p>○「北海道地域医療構想」においては、平成37年(2025年)にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる中、高齢化の進行に伴う医療の在り方の変化に対応し、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療や介護等に至るまで、切れ目のないサービスが提供される体制構築を目指し、21の構想区域（第二次医療圏と同一）ごとに設置した地域医療構想調整会議において継続的に議論を行うなど、構想の実現に向けた取組を始めたところです。</p> <p>○第二次医療圏の見直しについては、平成37年(2025年)における医療提供体制を示す地域医療構想の実現に向けた21圏域ごとの取組状況、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療等の推進状況、さらには、地域創生に関する各市町村の取組状況や基幹病院までのアクセスなど、社会情勢の変化も踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととし、本計画においては、第二次医療圏の設定変更を行わないこととしました。</p> <p>○なお、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制については、現行の第二次医療圏を医療提供体制の確保に向けた基礎的な単位としつつも、各圏域の実態に即した対応が行えるよう、疾病ごとの受療動向等を踏まえ、必要に応じて第二次医療圏を越えた広域的な連携に向けた協議を進めることとします。</p>

北海道の医療圏

(179市町村)



6つの三次医療圏
21の二次医療圏

第三次医療圏 6圏域

第二次医療圏 21圏域

第一次医療圏 179圏域

北海道の医療圏（市町村一覧）

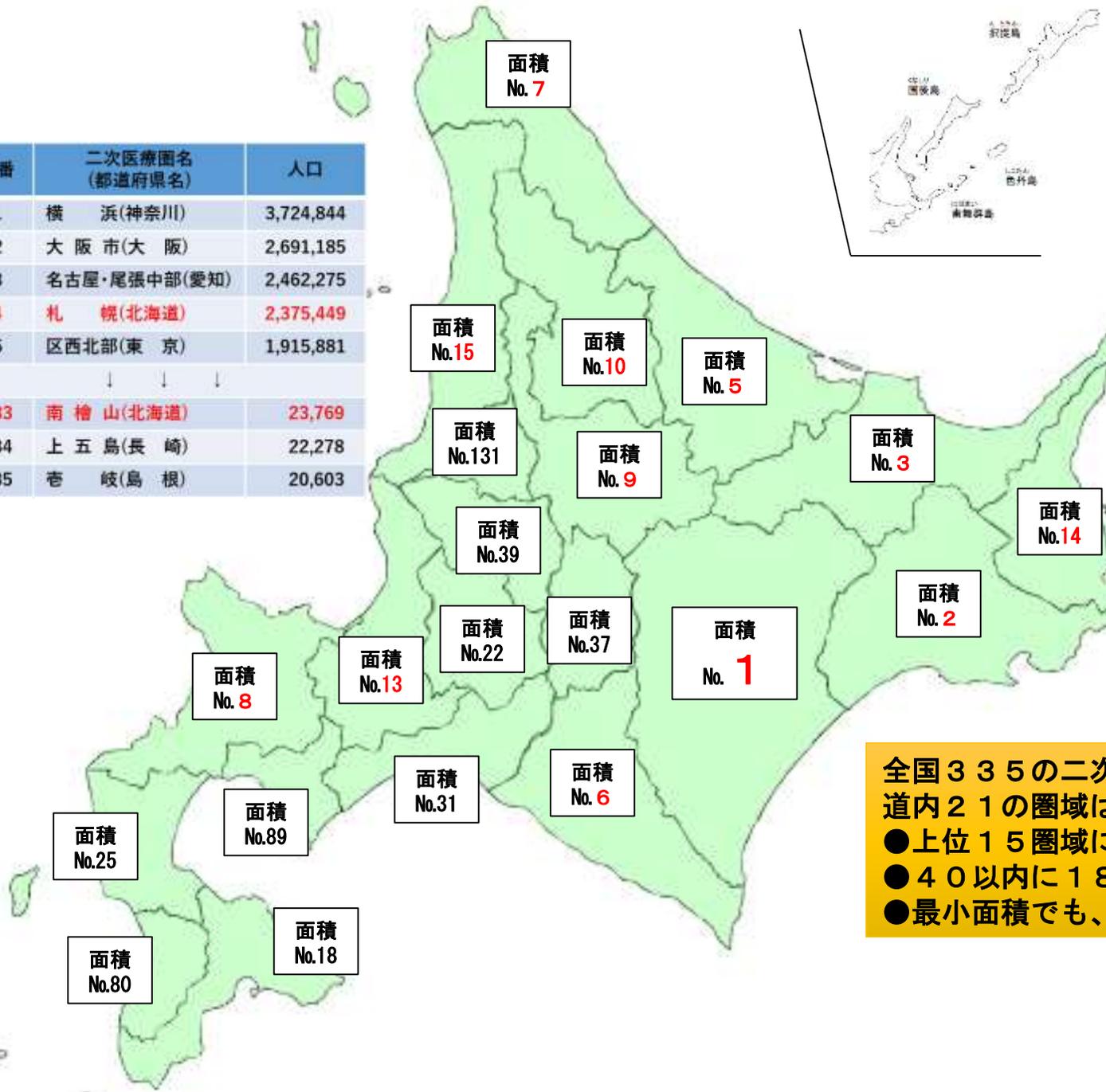
第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町

第三次	第二次	第一次
道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
オホーツク	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
十勝	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
根釧	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
6区域	21区域	179区域

順番	二次医療圏名 (都道府県名)	人口
1	横 浜(神奈川)	3,724,844
2	大 阪 市(大 阪)	2,691,185
3	名古屋・尾張中部(愛知)	2,462,275
4	札 幌(北海道)	2,375,449
5	区西北部(東 京)	1,915,881
	↓ ↓ ↓	
333	南 檜 山(北海道)	23,769
334	上 五 島(長 崎)	22,278
335	巻 岐(島 根)	20,603



順番	二次医療圏名 (都道府県名)	面積(km ²)
1	十 勝(北海道)	10828.04
2	釧 路(北海道)	5997.50
3	北 網(北海道)	5542.27
4	会津・南会津(福島)	5420.31
5	遠 紋(北海道)	5148.33
6	日 高(北海道)	4811.12
7	宗 谷(北海道)	4626.07
8	後 志(北海道)	4305.87
9	上川中部(北海道)	4238.10
10	上川北部(北海道)	4197.18
11	飛 騨(岐 阜)	4177.99
12	盛 岡(岩 手)	3641.77
13	札 幌(北海道)	3540.16
14	根 室(北海道)	3533.15
15	留 萌(北海道)	3445.88
	↓ ↓ ↓	
334	川崎南部(神奈川)	64.28
335	区中央部(東 京)	63.64



全国 335 の二次医療圏との面積比較では、道内 21 の圏域は、

- 上位 15 圏域に 12 圏域が占める。
- 40 以内に 18 圏域が占める。
- 最小面積でも、131 番目になる。

二次医療圏の面積比較① (全国335圏域)

順番	二次医療圏	面積
1	十勝 (北海道)	10,828.04
2	釧路 (北海道)	5,997.50
3	北網 (北海道)	5,542.27
4	会津・南会津 (福島)	5,420.31
5	遠紋 (北海道)	5,148.33
6	日高 (北海道)	4,811.12
7	宗谷 (北海道)	4,626.07
8	後志 (北海道)	4,305.87
9	上川中部 (北海道)	4,238.10
10	上川北部 (北海道)	4,197.18
11	飛騨 (岐阜)	4,177.99
12	盛岡 (岩手)	3,641.77
13	札幌 (北海道)	3,540.16
14	根室 (北海道)	3,533.15
15	留萌 (北海道)	3,445.88
16	中央 (高知)	3,008.37
17	岩手中部 (岩手)	2,762.65
18	南渡島 (北海道)	2,670.63
19	宮古 (岩手)	2,670.51
20	魚沼 (新潟)	2,649.20
21	村山 (山形)	2,619.39
22	南空知 (北海道)	2,562.25
23	広島 (広島)	2,506.01
24	置賜 (山形)	2,495.24
25	北渡島檜山 (北海道)	2,473.77
26	中濃 (岐阜)	2,454.26
27	播磨姫路 (兵庫)	2,432.14
28	県中 (福島)	2,406.24
29	庄内 (山形)	2,405.28
30	南和 (奈良)	2,346.92
31	東胆振 (北海道)	2,340.34
32	大崎・栗原 (宮城)	2,328.79
33	下越 (新潟)	2,319.22
34	南勢志摩 (三重)	2,276.35
35	県北 (栃木)	2,229.59
36	新潟 (新潟)	2,223.98
37	富良野 (北海道)	2,183.41
38	上越 (新潟)	2,165.68
39	中空知 (北海道)	2,162.07
40	但馬 (兵庫)	2,133.30
41	大仙・仙北 (秋田)	2,128.67
42	上十三地域 (青森)	2,053.88

順番	二次医療圏	面積
43	備北 (広島)	2,024.63
44	県西 (栃木)	1,940.47
45	飯伊 (長野)	1,928.91
46	県南東部 (岡山)	1,899.51
47	松本 (長野)	1,868.73
48	津山・英田 (岡山)	1,847.66
49	富山 (富山)	1,843.87
50	大館・鹿角 (秋田)	1,822.44
51	最上 (山形)	1,803.23
52	沼田 (群馬)	1,765.69
53	県北 (福島)	1,753.34
54	石巻・登米・気仙沼 (宮城)	1,753.25
55	西北五地域 (青森)	1,752.45
56	相双 (福島)	1,738.74
57	南部 (徳島)	1,724.13
58	秋田周辺 (秋田)	1,694.89
59	仙台 (宮城)	1,648.79
60	西部 (静岡)	1,644.62
61	中越 (新潟)	1,636.84
62	日向入郷 (宮崎)	1,631.13
63	津軽地域 (青森)	1,598.23
64	田辺 (和歌山)	1,579.98
65	佐久 (長野)	1,571.17
66	東濃 (岐阜)	1,562.82
67	幡多 (高知)	1,561.72
68	長野 (長野)	1,558.00
69	延岡西臼杵 (宮崎)	1,554.96
70	仙南 (宮城)	1,551.40
71	木曾 (長野)	1,546.17
72	松山 (愛媛)	1,540.80
73	球磨 (熊本)	1,536.57
74	東部 (鳥取)	1,518.22
75	青森地域 (青森)	1,478.10
76	八幡浜・大洲 (愛媛)	1,472.65
77	由利本荘・にかほ (秋田)	1,450.73
78	西濃 (岐阜)	1,432.97
79	石川中央 (石川)	1,432.49
80	南檜山 (北海道)	1,423.38
81	下北地域 (青森)	1,416.12
82	静岡 (静岡)	1,411.90
83	北秋田 (秋田)	1,409.48
84	西部 (徳島)	1,405.88

順番	二次医療圏	面積
85	高幡 (高知)	1,405.32
86	中勢伊賀 (三重)	1,399.11
87	益田 (島根)	1,376.72
88	始良・伊佐 (鹿児島)	1,371.28
89	西胆振 (北海道)	1,356.69
90	上伊那 (長野)	1,348.40
91	八戸地域 (青森)	1,346.84
92	高梁・新見 (岡山)	1,340.28
93	中北 (山梨)	1,335.50
94	肝属 (鹿児島)	1,322.91
95	両磐 (岩手)	1,319.81
96	富士・東部 (山梨)	1,309.25
97	常陸太田・ひたちなか (茨城)	1,281.93
98	吾妻 (群馬)	1,278.55
99	駿東田方 (静岡)	1,276.93
100	大田 (島根)	1,244.35
101	中丹 (京都)	1,241.76
102	奄美 (鹿児島)	1,240.19
103	県南 (福島)	1,233.08
104	いわき (福島)	1,232.02
105	湯沢・雄勝 (秋田)	1,225.38
106	西部 (大分)	1,223.91
107	山口・防府 (山口)	1,212.60
108	志太榛原 (静岡)	1,209.37
109	西部 (鳥取)	1,208.40
110	中部 (大分)	1,192.39
111	能代・山本 (秋田)	1,191.20
112	熊本・上益城 (熊本)	1,174.28
113	胆江 (岩手)	1,173.06
114	雲南 (島根)	1,164.07
115	山武長生夷隅 (千葉)	1,161.69
116	西都児湯 (宮崎)	1,153.82
117	南丹 (京都)	1,144.29
118	北部 (大分)	1,136.82
119	能登北部 (石川)	1,130.00
120	安芸 (高知)	1,128.51
121	奥越 (福井)	1,126.31
122	県南西部 (岡山)	1,124.39
123	大北 (長野)	1,109.65
124	北勢 (三重)	1,108.60
125	二戸 (岩手)	1,100.29
126	嶺南 (福井)	1,099.91

順番	二次医療圏	面積
127	福山・府中 (広島)	1,095.87
128	豊肥 (大分)	1,080.67
129	阿蘇 (熊本)	1,079.55
130	久慈 (岩手)	1,076.88
131	北空知 (北海道)	1,067.29
132	峡南 (山梨)	1,059.99
133	東三河北部 (愛知)	1,052.43
134	宇和島 (愛媛)	1,047.48
135	鹿児島 (鹿児島)	1,045.40
136	尾三 (広島)	1,034.78
137	東部 (徳島)	1,016.64
138	北信 (長野)	1,009.45
139	丹南 (福井)	1,006.78
140	松江 (島根)	993.92
141	熊毛 (鹿児島)	993.68
142	岐阜 (岐阜)	993.28
143	東紀州 (三重)	990.34
144	川薩 (鹿児島)	986.82
145	浜田 (島根)	958.90
146	福井・坂井 (福井)	957.49
147	西三河北部 (愛知)	950.51
148	湖北 (滋賀)	931.41
149	西諸 (宮崎)	931.27
150	西部 (香川)	929.90
151	砺波 (富山)	929.74
152	新川 (富山)	924.47
153	新宮 (和歌山)	922.45
154	水戸 (茨城)	909.58
155	上小 (長野)	905.37
156	南部 (大分)	903.11
157	真庭 (岡山)	895.64
158	北播磨 (兵庫)	895.61
159	秩父 (埼玉)	892.62
160	宇部・小野田 (山口)	892.38
161	気仙 (岩手)	889.28
162	岩国 (山口)	884.30
163	天草 (熊本)	878.26
164	丹波 (兵庫)	870.80
165	宮崎東諸県 (宮崎)	869.49
166	南薩 (鹿児島)	865.12
167	京都・乙訓 (京都)	860.69
168	佐渡 (新潟)	855.61

二次医療圏の面積比較② (全国335圏域)

順番	二次医療圏	面積
169	能登中部 (石川)	847.90
170	丹後 (京都)	844.50
171	周南 (山口)	837.77
172	日南串間 (宮崎)	831.27
173	中東遠 (静岡)	831.13
174	佐世保県北 (長崎)	823.96
175	萩 (山口)	814.26
176	東部 (大分)	803.80
177	広島中央 (広島)	796.50
178	中部 (佐賀)	793.73
179	曾於 (鹿児島)	781.06
180	中部 (鳥取)	780.43
181	東部 (香川)	776.87
182	南加賀 (石川)	775.70
183	都城北諸県 (宮崎)	763.38
184	君津 (千葉)	758.22
185	峡東 (山梨)	755.83
186	鹿行 (茨城)	754.45
187	新居浜・西条 (愛媛)	744.44
188	高崎・安中 (群馬)	735.47
189	県央 (新潟)	733.53
190	東近江 (滋賀)	727.97
191	県南 (栃木)	723.56
192	香取海匠 (千葉)	717.46
193	下関 (山口)	715.89
194	諏訪 (長野)	715.75
195	八代 (熊本)	714.72
196	対馬 (長崎)	708.63
197	北部 (沖縄)	705.43
198	長崎 (長崎)	697.12
199	湖西 (滋賀)	693.05
200	横手 (秋田)	692.80
201	印旛 (千葉)	691.66
202	東三河南部 (愛知)	671.07
203	東和 (奈良)	657.77
204	取手・竜ヶ崎 (茨城)	656.14
205	阪神 (兵庫)	650.04
206	南部 (佐賀)	643.78
207	釜石 (岩手)	640.76
208	県央 (長崎)	636.05
209	県西 (神奈川)	635.08
210	富士 (静岡)	634.03

順番	二次医療圏	面積
211	川越比企 (埼玉)	626.53
212	出雲 (島根)	624.36
213	日立 (茨城)	606.12
214	北九州 (福岡)	601.31
215	淡路 (兵庫)	595.74
216	八重山 (沖縄)	592.69
217	筑西・下妻 (茨城)	590.99
218	賀茂 (静岡)	583.55
219	出水 (鹿児島)	580.40
220	御坊 (和歌山)	579.02
221	安房 (千葉)	576.62
222	西多摩 (東京)	572.70
223	京築 (福岡)	569.14
224	広島西 (広島)	568.14
225	県東 (栃木)	563.84
226	八女・筑後 (福岡)	562.16
227	北部 (埼玉)	562.12
228	福岡・糸島 (福岡)	559.10
229	神戸 (兵庫)	557.03
230	甲賀 (滋賀)	552.02
231	高岡 (富山)	549.56
232	両毛 (栃木)	533.80
233	北部 (佐賀)	523.50
234	土浦 (茨城)	495.02
235	富岡 (群馬)	488.67
236	つくば (茨城)	486.52
237	桐生 (群馬)	482.87
238	藤岡 (群馬)	476.74
239	有田 (和歌山)	474.85
240	利根 (埼玉)	473.95
241	久留米 (福岡)	467.83
242	県南 (長崎)	467.39
243	菊池 (熊本)	466.60
244	大津 (滋賀)	464.51
245	橋本 (和歌山)	463.42
246	呉 (広島)	453.50
247	今治 (愛媛)	449.51
248	泉州 (大阪)	444.87
249	西三河南部東 (愛知)	443.92
250	和歌山 (和歌山)	438.24
251	横浜 (神奈川)	437.47
252	芦北 (熊本)	431.36

順番	二次医療圏	面積
253	有明 (熊本)	421.43
254	宇摩 (愛媛)	421.24
255	五島 (長崎)	420.05
256	宇都宮 (栃木)	416.85
257	宇城 (熊本)	406.91
258	西部 (埼玉)	406.32
259	島しょ (東京)	399.35
260	柳井 (山口)	397.83
261	湖東 (滋賀)	392.04
262	知多半島 (愛知)	391.73
263	南部 (沖縄)	388.77
264	飯塚 (福岡)	369.32
265	太田・館林 (群馬)	368.88
266	名古屋・尾張中部 (愛知)	368.36
267	市原 (千葉)	368.17
268	中部 (沖縄)	367.89
269	朝倉 (福岡)	365.78
270	西三河南部西 (愛知)	363.76
271	田川 (福岡)	363.73
272	東葛北部 (千葉)	358.14
273	長門 (山口)	357.29
274	隠岐 (島根)	345.92
275	相模原 (神奈川)	328.66
276	南多摩 (東京)	324.71
277	西部 (佐賀)	321.10
278	古河・坂東 (茨城)	316.31
279	前橋 (群馬)	311.59
280	鹿本 (熊本)	299.69
281	尾張北部 (愛知)	295.96
282	県央 (神奈川)	292.75
283	南河内 (大阪)	290.00
284	渋川 (群馬)	288.65
285	奈良 (奈良)	276.94
286	豊能 (大阪)	275.61
287	千葉 (千葉)	271.76
288	那賀 (和歌山)	266.72
289	東播磨 (兵庫)	266.33
290	有明 (福岡)	263.81
291	山城南 (京都)	263.37
292	山城北 (京都)	257.58
293	湖南 (滋賀)	256.39
294	東葛南部 (千葉)	253.81

順番	二次医療圏	面積
295	湘南西部 (神奈川)	253.40
296	直方・鞍手 (福岡)	251.53
297	東部 (埼玉)	249.71
298	中和 (奈良)	240.79
299	上五島 (長崎)	239.47
300	筑紫 (福岡)	233.32
301	尾張東部 (愛知)	230.14
302	宮古 (沖縄)	226.19
303	大阪市 (大阪)	225.24
304	さいたま (埼玉)	217.44
305	三島 (大阪)	213.46
306	海部 (愛知)	208.38
307	横須賀・三浦 (神奈川)	206.87
308	粕屋 (福岡)	206.71
309	尾張西部 (愛知)	193.17
310	熱海伊東 (静岡)	185.88
311	北河内 (大阪)	177.34
312	県央 (埼玉)	172.91
313	宗像 (福岡)	172.67
314	小豆 (香川)	169.96
315	西和 (奈良)	168.49
316	伊勢崎 (群馬)	165.22
317	東部 (佐賀)	158.59
318	堺市 (大阪)	149.83
319	吉岐 (長崎)	139.42
320	中河内 (大阪)	128.83
321	湘南東部 (神奈川)	118.61
322	区西北部 (東京)	113.92
323	南西部 (埼玉)	110.95
324	区東部 (東京)	103.83
325	区東北部 (東京)	98.21
326	北多摩南部 (東京)	96.10
327	北多摩西部 (東京)	90.05
328	区西南部 (東京)	87.83
329	南部 (埼玉)	85.25
330	区南部 (東京)	83.50
331	川崎北部 (神奈川)	78.72
332	北多摩北部 (東京)	76.51
333	区西部 (東京)	67.87
334	川崎南部 (神奈川)	64.28
335	区中央部 (東京)	63.64

二次医療圏の人口比較①（全国335圏域）

番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口
1	横浜	(神奈川) 3,724,844	43	三島	(大 阪) 746,852	85	盛岡	(岩 手) 476,758	127	前橋	(群 馬) 336,154
2	大阪市	(大 阪) 2,691,185	44	尾張北部	(愛 知) 733,279	86	水戸	(茨 城) 468,040	128	湖南	(滋 賀) 333,744
3	名古屋・尾張中部	(愛 知) 2,462,275	45	北多摩北部	(東 京) 731,469	87	尾張東部	(愛 知) 467,393	129	海部	(愛 知) 329,158
4	札幌	(北 海 道) 2,375,449	46	石川中央	(石 川) 728,259	88	取手・竜ヶ崎	(茨 城) 465,650	130	君津	(千 葉) 326,727
5	区西北部	(東 京) 1,915,881	47	南部	(沖 縄) 727,337	89	中東遠	(静 岡) 465,470	131	佐世保県北	(長 崎) 324,294
6	阪神	(兵 庫) 1,757,453	48	相模原	(神 奈 川) 720,780	90	中北	(山 梨) 464,759	132	八戸地域	(青 森) 323,447
7	東葛南部	(千 葉) 1,738,624	49	東播磨	(兵 庫) 716,633	91	志太榛原	(静 岡) 463,011	133	山口・防府	(山 口) 313,364
8	福岡・糸島	(福 岡) 1,635,156	50	横須賀・三浦	(神 奈 川) 714,415	92	久留米	(福 岡) 456,196	134	高岡	(富 山) 312,425
9	京都・乙訓	(京 都) 1,623,834	51	湘南東部	(神 奈 川) 711,178	93	南勢志摩	(三 重) 453,957	135	青森地域	(青 森) 310,640
10	神戸	(兵 庫) 1,537,272	52	印旛	(千 葉) 710,071	94	中勢伊賀	(三 重) 449,262	136	津軽地域	(青 森) 291,789
11	仙台	(宮 城) 1,528,508	53	南西部	(埼 玉) 709,451	95	中越	(新 潟) 448,375	137	柏屋	(福 岡) 283,544
12	区東部	(東 京) 1,435,681	54	岡山西部	(岡 山) 707,450	96	山城北	(京 都) 438,080	138	香取海匠	(千 葉) 280,770
13	南多摩	(東 京) 1,430,411	55	静岡	(静 岡) 704,989	97	山武長生夷隅	(千 葉) 434,489	139	庄内	(山 形) 279,497
14	区西南部	(東 京) 1,405,501	56	東三河南部	(愛 知) 700,665	98	筑紫	(福 岡) 433,521	140	会津・南会津	(福 島) 277,754
15	広島	(広 島) 1,365,134	57	西三河南部西	(愛 知) 689,978	99	高崎・安中	(群 馬) 429,415	141	大崎・栗原	(宮 城) 275,831
16	東葛北部	(千 葉) 1,356,996	58	鹿児島	(鹿 児 島) 679,508	100	宮崎東諸県	(宮 崎) 428,089	142	市原	(千 葉) 274,656
17	区東北部	(東 京) 1,325,299	59	駿東田方	(静 岡) 657,570	101	松本	(長 野) 427,928	143	鹿行	(茨 城) 274,568
18	さいたま	(埼 玉) 1,263,979	60	利根	(埼 玉) 647,166	102	和歌山	(和 歌 山) 425,220	144	上越	(新 潟) 274,348
19	区西部	(東 京) 1,225,772	61	松山	(愛 媛) 646,055	103	西三河南部東	(愛 知) 420,600	145	北播磨	(兵 庫) 272,447
20	北河内	(大 阪) 1,164,015	62	北多摩西部	(東 京) 640,617	104	西部	(香 川) 414,525	146	下関	(山 口) 268,517
21	東部	(埼 玉) 1,140,278	63	川崎南部	(神 奈 川) 631,797	105	福井・坂井	(福 井) 404,796	147	岡毛	(栃 木) 268,371
22	区南部	(東 京) 1,103,937	64	知多半島	(愛 知) 620,905	106	太田・館林	(群 馬) 401,479	148	県央	(長 崎) 268,091
23	北九州	(福 岡) 1,096,744	65	南河内	(大 阪) 612,886	107	秋田周辺	(秋 田) 400,911	149	筑西・下妻	(茨 城) 264,113
24	豊能	(大 阪) 1,036,617	66	湘南西部	(神 奈 川) 587,047	108	上川中部	(北 海 道) 394,270	150	日立	(茨 城) 259,104
25	北多摩南部	(東 京) 1,022,646	67	中部	(大 分) 569,125	109	西多摩	(東 京) 390,897	151	土浦	(茨 城) 258,971
26	千葉	(千 葉) 971,882	68	村山	(山 形) 551,524	110	南渡島	(北 海 道) 381,620	152	宇部・小野田	(山 口) 258,259
27	県南東部	(岡 山) 921,940	69	長野	(長 野) 543,424	111	県北	(栃 木) 380,922	153	呉	(広 島) 252,891
28	新潟	(新 潟) 916,656	70	県中	(福 島) 539,376	112	富士	(静 岡) 379,169	154	周南	(山 口) 252,023
29	泉州	(大 阪) 905,908	71	中央	(高 知) 536,869	113	中和	(奈 良) 376,197	155	尾三	(広 島) 251,157
30	区中央部	(東 京) 860,669	72	東部	(香 川) 532,874	114	中濃	(岐 阜) 373,712	156	松江	(島 根) 245,758
31	西部	(静 岡) 857,769	73	長崎	(長 崎) 530,551	115	西濃	(岐 阜) 372,399	157	伊勢崎	(群 馬) 245,468
32	県央	(神 奈 川) 845,580	74	県央	(埼 玉) 529,055	116	常陸太田・ひたちなか	(茨 城) 360,612	158	始良・伊佐	(鹿 児 島) 238,167
33	川崎北部	(神 奈 川) 843,416	75	東部	(徳 島) 527,175	117	奈良	(奈 良) 360,310	159	釧路	(北 海 道) 236,516
34	中河内	(大 阪) 842,696	76	宇都宮	(栃 木) 518,594	118	石巻・登米・気仙沼	(宮 城) 352,368	160	西部	(鳥 取) 236,511
35	北勢	(三 重) 841,029	77	尾張西部	(愛 知) 517,735	119	いわき	(福 島) 350,237	161	東部	(鳥 取) 232,610
36	播磨姫路	(兵 庫) 839,466	78	福山・府中	(広 島) 514,097	120	中部	(佐 賀) 348,633	162	東近江	(滋 賀) 229,799
37	堺市	(大 阪) 839,310	79	北部	(埼 玉) 510,017	121	県西	(神 奈 川) 347,157	163	南加賀	(石 川) 229,333
38	熊本・上益城	(熊 本) 826,590	80	富山	(富 山) 501,670	122	西和	(奈 良) 345,503	164	古河・坂東	(茨 城) 228,336
39	川越比企	(埼 玉) 800,002	81	中部	(沖 縄) 499,000	123	十勝	(北 海 道) 343,436	165	新居浜・西条	(愛 媛) 228,077
40	岐阜	(岐 阜) 799,766	82	県北	(福 島) 490,647	124	大津	(滋 賀) 340,973	166	広島中央	(広 島) 227,325
41	南部	(埼 玉) 786,522	83	西三河北部	(愛 知) 484,352	125	つくば	(茨 城) 337,582	167	県央	(新 潟) 227,225
42	西部	(埼 玉) 778,416	84	県南	(栃 木) 481,691	126	東濃	(岐 阜) 336,954	168	岩手中部	(岩 手) 225,155

二次医療圏の人口比較② (全国335圏域)

番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口	番号	二次医療圏	人口
169	有明 (福岡)	223,276	211	八幡浜・大洲 (愛媛)	144,324	253	秩父 (埼玉)	101,648	295	御坊 (和歌山)	63,603
170	北網 (北海道)	222,696	212	県南 (福島)	144,080	254	北都 (沖縄)	101,444	296	気仙 (岩手)	63,536
171	後志 (北海道)	215,522	213	岩国 (山口)	143,042	255	丹後 (京都)	97,424	297	高梁・新見 (岡山)	62,733
172	置賜 (山形)	214,975	214	県東 (栃木)	142,917	256	横手 (秋田)	92,197	298	益田 (島根)	61,745
173	東胆振 (北海道)	212,059	215	広島西 (広島)	142,771	257	西部 (大分)	91,991	299	大北 (長野)	59,748
174	下越 (新潟)	211,493	216	嶺南 (福井)	139,927	258	備北 (広島)	90,615	300	久慈 (岩手)	59,279
175	東部 (大分)	211,019	217	八代 (熊本)	139,466	259	日向入郷 (宮崎)	89,971	301	豊肥 (大分)	58,916
176	東和 (奈良)	209,741	218	南丹 (京都)	137,077	260	球磨 (熊本)	88,820	302	佐渡 (新潟)	57,255
177	佐久 (長野)	209,016	219	峡東 (山梨)	136,371	261	橋本 (和歌山)	88,342	303	奥越 (福井)	57,234
178	諏訪 (長野)	198,475	220	県南 (長崎)	136,086	262	北信 (長野)	87,866	304	雲南 (島根)	57,126
179	上小 (長野)	197,443	221	南薩 (鹿児島)	135,668	263	宇摩 (愛媛)	87,413	305	東三河北部 (愛知)	56,788
180	中丹 (京都)	196,746	222	胆江 (岩手)	135,317	264	幡多 (高知)	86,884	306	吾妻 (群馬)	56,391
181	都城北諸県 (宮崎)	190,433	223	淡路 (兵庫)	135,147	265	宮古 (岩手)	85,809	307	高幡 (高知)	56,173
182	西胆振 (北海道)	189,696	224	八女・筑後 (福岡)	132,930	266	出水 (鹿児島)	85,387	308	二戸 (岩手)	55,728
183	丹南 (福井)	184,783	225	西北五地域 (青森)	131,631	267	朝倉 (福岡)	83,924	309	大田 (島根)	54,609
184	京築 (福岡)	184,404	226	砺波 (富山)	130,726	268	沼田 (群馬)	83,407	310	八重山 (沖縄)	53,405
185	上伊那 (長野)	184,305	227	大仙・仙北 (秋田)	130,585	269	浜田 (島根)	82,573	311	萩 (山口)	53,023
186	津山・英田 (岡山)	182,412	228	両磐 (岩手)	129,451	270	能代・山本 (秋田)	82,476	312	峡南 (山梨)	52,771
187	県西 (栃木)	181,760	229	北部 (佐賀)	128,687	271	曾於 (鹿児島)	81,277	313	宮古 (沖縄)	52,380
188	飯塚 (福岡)	181,385	230	安房 (千葉)	128,451	272	柳井 (山口)	81,062	314	鹿本 (熊本)	52,264
189	富士・東部 (山梨)	181,029	231	能登中部 (石川)	128,221	273	西部 (徳島)	80,902	315	湖西 (滋賀)	50,025
190	菊池 (熊本)	180,973	232	田辺 (和歌山)	128,161	274	最上 (山形)	77,895	316	釜石 (岩手)	48,561
191	仙南 (宮城)	177,192	233	田川 (福岡)	126,104	275	根室 (北海道)	76,621	317	安芸 (高知)	48,350
192	上十三地域 (青森)	176,307	234	東部 (佐賀)	124,964	276	西部 (佐賀)	75,386	318	留萌 (北海道)	47,912
193	出雲 (島根)	171,938	235	新川 (富山)	121,507	277	西諸 (宮崎)	75,059	319	芦北 (熊本)	47,745
194	但馬 (兵庫)	170,232	236	川薩 (鹿児島)	118,476	278	下北地域 (青森)	74,451	320	真庭 (岡山)	46,990
195	魚沼 (新潟)	168,912	237	天草 (熊本)	117,484	279	有田 (和歌山)	74,255	321	熊毛 (鹿児島)	42,760
196	南空知 (北海道)	166,691	238	山城南 (京都)	117,192	280	日南串間 (宮崎)	72,869	322	富良野 (北海道)	42,597
197	桐生 (群馬)	165,620	239	那賀 (和歌山)	116,068	281	南和 (奈良)	72,565	323	五島 (長崎)	37,327
198	今治 (愛媛)	165,249	240	宇和島 (愛媛)	114,144	282	富岡 (群馬)	72,489	324	北渡島檜山 (北海道)	37,279
199	北部 (大分)	163,076	241	渋川 (群馬)	113,800	283	南部 (大分)	72,211	325	北秋田 (秋田)	35,605
200	飯伊 (長野)	162,200	242	相双 (福島)	111,945	284	東紀州 (三重)	71,617	326	長門 (山口)	35,439
201	有明 (熊本)	161,320	243	大館・鹿角 (秋田)	111,552	285	遠紋 (北海道)	70,846	327	北空知 (北海道)	32,675
202	湖北 (滋賀)	156,912	244	奄美 (鹿児島)	110,147	286	日高 (北海道)	69,015	328	対馬 (長崎)	31,457
203	肝属 (鹿児島)	156,787	245	直方・鞍手 (福岡)	109,075	287	藤岡 (群馬)	68,892	329	小豆 (香川)	28,864
204	湖東 (滋賀)	156,273	246	中空知 (北海道)	108,970	288	能登北部 (石川)	68,195	330	木曾 (長野)	28,399
205	宗像 (福岡)	155,297	247	宇城 (熊本)	107,115	289	新宮 (和歌山)	67,930	331	荻岐 (長崎)	27,103
206	南部 (佐賀)	155,162	248	丹波 (兵庫)	106,150	290	宗谷 (北海道)	67,503	332	島しょ (東京)	26,491
207	飛騨 (岐阜)	149,072	249	熱海伊東 (静岡)	105,889	291	上川北部 (北海道)	66,591	333	南檜山 (北海道)	23,769
208	南部 (徳島)	147,656	250	由利本荘・にかほ (秋田)	105,251	292	賀茂 (静岡)	66,438	334	上五島 (長崎)	22,278
209	延岡西白杵 (宮崎)	145,747	251	中部 (鳥取)	104,320	293	湯沢・雄勝 (秋田)	64,542	335	隠岐 (島根)	20,603
210	甲賀 (滋賀)	145,190	252	西都児湯 (宮崎)	101,901	294	阿蘇 (熊本)	64,393			

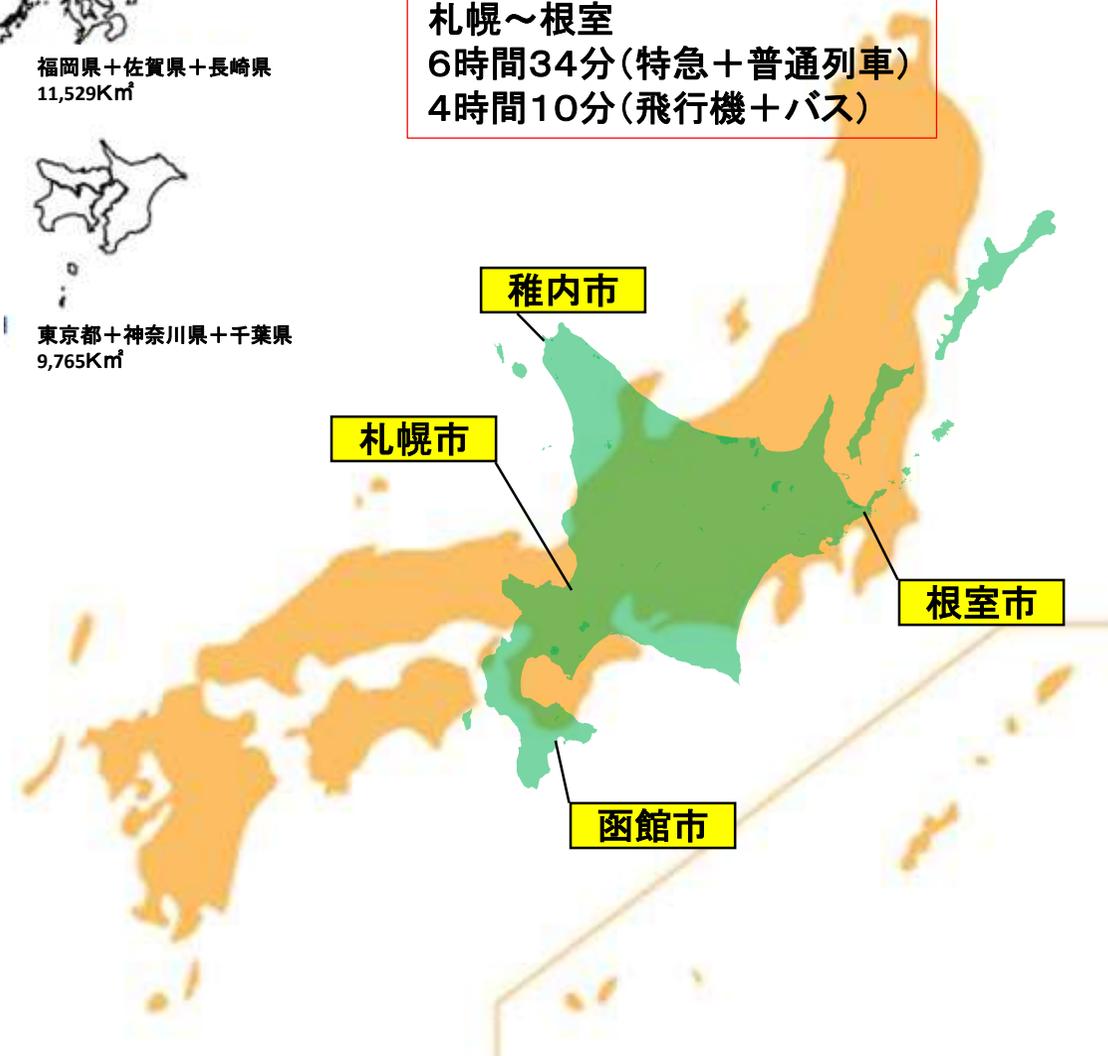
北海道の三次医療圏（他都府県との比較）

(220312 Yahoo!路線情報に基づき作成)

札幌市と根室市の距離は
東京・大阪間に相当

東京～新大阪
2時間22分(新幹線)

札幌～根室
6時間34分(特急+普通列車)
4時間10分(飛行機+バス)



国の検討会における議論について

論点

- 二次医療圏は、地理的条件等の自然的条件、日常生活の需要の充足状況や交通事情等の社会的条件を考慮し、各都道府県において設定されている。現在、二次医療圏の多くは人口20万人未満となっているが、**2040年にかけて各地域で人口減少が進み、更に人口規模の小さい区域の増加が見込まれる中で、二次医療圏の在り方についてどのように考えるか。**
- 二次医療圏について、以下の事項を踏まえ、第8次医療計画策定に当たっても引き続き各都道府県に見直しを求めることについてどのように考えるか。
 - ①これまで、人口規模や患者の流出入の状況から、入院医療を提供する区域として成り立っていないと考えられる場合には、二次医療圏の設定の見直しについて検討することとしてきたこと
※**具体的な基準については、今後公表される令和2年患者調査を踏まえて議論・設定**
 - ②医療計画作成指針や地域医療構想策定ガイドラインにおいて、一般の入院医療を提供することが相当な地域的単位である二次医療圏について、病床の機能分化・連携を図るための構想区域と一致させることが適当であると示していること
 - ③医師確保計画策定ガイドラインにおいて、医師偏在指標上の医師少数区域に該当する二次医療圏であって、近隣の二次医療圏の医療機関において当該二次医療圏の住民の医療を提供することと企図しているような場合に、限られた医療資源を効率的に活用し、近隣の二次医療圏に医療資源を集約する観点から、二次医療圏の設定を見直すことが適当であると示していること
- 医療計画作成指針において、隣接する都道府県の区域を含めた医療圏を設定することが地域の実情に合い、合理的である場合には、複数の都道府県にまたがった医療圏を設定しても差し支えない旨を示しているが、大都市圏における都道府県圏域を超えた医療の提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図るための対応としてどのようなものが考えられるか。

主な意見

【第7次医療計画における見直し基準】

- ・人口20万人未満、患者流入率20未満、患者流出率20以上に該当する二次医療圏で、第7次医療計画において見直さなかったところについては、見直しをしなかった理由についてきちんと押さえる必要があるのではないか。

【人口100万人以上の二次医療圏】

- ・人口10万人以下の二次医療圏と人口100万人以上の二次医療圏を同時並行して考えることは非常に難しい。流出入を勘案し、最低でも20万人、逆に、100万人以上の医療圏は50万人くらいに分割して見直すことである程度基準が設けられるのではないか。各都道府県が現在の二次医療圏をどのように設定したか、調べた方がよいのではないか。

【都道府県を越えた圏域設定】

- ・地方においても都道府県をまたいだ患者の流出入があるため、複数のモデルケースを提示し、広域的なマネジメントや自治体間の調整などについて整理することが必要ではないか。
- ・複数の都道府県をまたがる医療圏の設定について、一定のニーズがあるようにも思うが、なぜ実例がないのか。課題を把握し、議論する必要があるのではないか。
- ・隣県からの入院患者の流出入について、それぞれの自治体の間でしっかりした協議を行い、三次医療圏の在り方も含めて、地域の実情に応じて検討していくことが必要ではないか。

【他の圏域との関係性】

- ・保健所圏域や老人福祉圏域と二次医療圏の関係性について、論点に加える方がよいのではないか。

医療計画においては、二次医療圏及び三次医療圏の設定に加えて、5 疾病・5 事業及び在宅医療それぞれについても弾力的な圏域の設定を可能としている。

<医療計画作成指針（医療計画について（平成29年3月31日医政局長通知）（抜粋）>

第4 医療計画作成の手順等

2 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制構築の手順

(2) 作業部会及び圏域連絡会議の設置

都道府県は、5 疾病・5 事業及び在宅医療について、それぞれの医療体制を構築するため、都道府県医療審議会又は地域医療対策協議会の下に、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて協議する場（以下「作業部会」という。）を設置する。また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。（略）

① 作業部会

イ 内容

作業部会は、下記の事項について協議する。

(ア) 地域の医療資源の把握

医療資源・医療連携に関する情報から、地域において各医療機能の要件を満たす医療機関を確認する。また、患者動向等も加味して、地域において不足している医療機能あるいは調整・整理が必要な医療機能を明確にする。なお、可能な限り二次医療圏を基礎として医療資源を把握する。

(イ) 圏域の設定

上記（ア）に基づき、圏域を検討・設定する。この場合、5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれについて特有の重要事項（5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る流入患者割合、流出患者割合を含む。）に基づき、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

5 疾病・5 事業及び在宅医療における圏域についての検討状況

国の「第8次医療計画等に関する検討会」において、がん、周産期医療、小児医療及び在宅医療について、圏域についての議論もなされている。

疾病事業	現在の指針	現状・課題	意見
がん	各医療機能の実施状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、地域の実情に応じて弾力的に設定する。	60の二次医療圏が、がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院(※)のいずれも指定されていないため、そうした医療圏の患者の受療動向等を勘案し、実情や人口減少等の将来のニーズに即したがんの医療圏の再検討を促すことが必要ではないか。 ※がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針において、がん医療圏ごとにごがん診療連携拠点病院を原則1カ所整備するものとし、がん診療連携拠点病院のないがん医療圏については地域がん診療病院を1カ所整備することができるものとされている。	空白の医療圏について、受療動向等の実態を把握するとともに、拠点病院整備による効果を引き続き検討して欲しい。
周産期医療	周産期医療圏内に機能を担う施設が存在しない場合には、圏域の再設定を行うこと。特に、無産科周産期医療圏を有する都道府県については、現状の把握を適切に行った上で、周産期医療圏の設定の見直しも含めた検討を行うこと。また、周産期医療圏の設定に当たっては、重症例（重症の産科疾患、重症の合併症妊娠、胎児異常症等）を除く産科症例の診療が周産期医療圏で完結することを目安に、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	15都道府県において、二次医療圏と異なる周産期医療圏を設定している。産婦人科医・産科医が不在の周産期医療圏または分娩取扱施設が存在しない周産期医療圏が全国で7つ存在しているが、そのような医療圏を有する各都道府県において、周産期医療を提供するための取組を行っている。	—
小児医療	小児医療圏を設定するに当たっては、小児地域医療センターを中心とした診療状況を勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定する。小児救急患者に常時診療可能な体制が存在しない小児医療圏がないようにする。	第8次医療計画策定時に小児救急医療圏を小児医療圏として一本化することを求めている。7都道府県において小児医療圏と異なる小児救急医療圏を設定している。	—
在宅医療	退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定する。圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。	在宅医療圏の設定単位について、二次医療圏としている都道府県が最も多く、その他に郡市区医師会単位や市町村単位等の二次医療圏以外の単位で設定しているところも見られる。	細かなサービスを進める観点から、市町村単位が最適ではないか。マンパワーやサービスが不足する地域においては解決できない課題も多いため、広域的な圏域の構築の仕方もあるのではないかと。

- 医療計画に定める事項である医師確保計画や外来医療計画（いずれも第7次医療計画期間中にはじめて策定）等については、二次医療圏単位を基本として検討を行うこととされている。
- また、保健所の所管区域や老人福祉圏域についても、それぞれの根拠規定において、二次医療圏を参考にして設定することとされている。なお、二次医療圏のうち保健所圏域と一致しているものは211医療圏(63%)、老人福祉圏域と一致しているものは328医療圏(98%)であった。

<他の計画との関係性>

- 医師確保計画策定ガイドラインにおける区域設定についての記載

1-2 医師確保計画の全体像

都道府県内の医師少数区域・医師多数区域の状況によって、都道府県内の調整により医師確保を図る必要があるか、他の都道府県からの医師確保も必要となるかが異なるため、**二次医療圏ごとに医師確保の方針について定めたうえで**、具体的な目標医師数を設定する。

- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインにおける区域設定についての記載

4-1 区域単位

対象区域は、二次医療圏とするが、人口規模、患者の受療動向、医療機関の設置状況等を勘案して二次医療圏を細分化した都道府県独自の単位で検討を行っても差し支えない。（中略）ただし、外来医師偏在指標などに基づく統一的な基準による外来医療に係る医療提供体制の確保を行う必要があることから、二次医療圏とは異なる区域で検討を行う場合についても、**二次医療圏単位の外来医療に係る医療提供体制の確保に関する検討は必ず行い、医療計画に記載すること。**

<他の圏域との関係性>

- 保健所設置に係る二次医療圏との関係性についての規定（地域保健法第5条の2）

都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、**医療法**（昭和23年法律第205号）**第30条の4第2項第14号に規定する区域**及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第2項第1号に規定する区域**を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。**

- 老人福祉圏域に係る二次医療圏との関係性についての規定（厚生労働省告示第29号）

第三 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

7 老人福祉圏域の設定

老人福祉圏域については、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から、**二次医療圏と一致させることが望ましい。**このため、老人福祉圏域が二次医療圏と一致していない都道府県は、可能な限り一致させるよう、令和三年度からの第八期計画期間に向けて、努める必要がある。

論点

- 二次医療圏を見直す基準については従来の通りとしつつ、地理的条件等から二次医療圏の見直しが現実的でない場合もあることから、都道府県が医療計画を策定する際に、基準に該当する二次医療圏を見直さない場合はその考え方を明記することも引き続き求めているかどうか。また、5疾病・5事業及び在宅医療における圏域については、引き続き弾力的に設定することを可能とし、その具体的な内容は、それぞれの検討の場で議論を行うこととしてはどうか。
- 人口100万人以上の大規模な二次医療圏については、二次医療圏としてよりも構想区域としての運用に課題が生じている場合が多いが、その場合都道府県は協議の場を分割するなど、その運用を工夫することとしつつ、必要に応じて二次医療圏も見直すこととしてはどうか。
- 隣接する都道府県の区域を含めた医療圏の設定については、現在も指針において設定が可能であることを明記しているが、実務上の課題から、実際にはそのような医療圏は設定はされていない。一方で、医療提供体制の構築において隣接する都道府県と連携を取る場合もあり、その場合は具体的な内容を医療計画へ記載するよう努めることとしてはどうか。
- 二次医療圏については、医師確保計画や外来医療計画等の基本的な区域単位となっており、また保健所の所管区域や老人福祉圏域等とも関連性があることから、都道府県が医療計画を策定する際は医療圏の設定について優先的に議論を行うとともに、その検討状況を先んじて国に報告するよう求め、国としてもその報告に基づいた医師偏在指標の再算出等を追加で行うこととしてはどうか。
- なお、中長期的には更なる人口動態の変化が予測されていることから、将来的な医療圏のあり方については第8次医療計画での取組を踏まえつつ引き続き検討を行うこととしてはどうか。

主な意見

- 都道府県において二次医療圏を議論する際には、地域保健法上、参酌すべきとされている保健所圏域との整合が求められる。根拠となっている法律が違うことから、難しい部分もあるかと思うが、現在、健康局で議論している保健所の機能強化などの「保健所の今後のあり方」とも整合をとって議論を進めてほしい。
- 様々な交通事情等を考えても、最低20万人、最高でも50万人ぐらいというのが妥当なのではないか。
- 5疾病・5事業及び在宅医療における圏域については、弾力的な設定を可能とする案に賛成である。
- 見直しをしなかった理由を明記することには基本的に異論はないが、何かそれが見直しをするような方向に誘導するような形で捉えられないようにすることが必要である。
- 令和2年はコロナ禍にあることもあり、解釈が難しいと考えるが、患者の流出入に関係する因子として、交通アクセスの変化や地域医療構想の議論を背景とした医療機関の再編統合の影響等についても分析することが必要でないか。
- これからの時代どんどん人口が減ってくる中で、住民が自分の住む地域の医療を知ることがとても大事である。
- 看取りの問題をどうするかという課題に直面する。在宅医療や介護だけで対応できる問題ではなく、現時点でも死因の3位が老衰となっているので、そういうことも考えると、医療圏設定、基準病床数には十分考慮していく必要がある。

**第二次医療圏を区域とする施策及び
区域を変更した場合に想定される影響等
《北海道》**

第二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響 ①

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
基準病床 （医療法）	病床過剰地域から、非過剰地域へ誘導することを通じて病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大した場合、病院や有床診療所の移転可能な範囲も広がることから、地域によっては都市部への医療機関（病床）の集中が進むことも懸念される。
道立保健所の設置 （地域保健法）	保健所の設置は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法に規定する第二次医療圏と介護保険法に規定する高齢者保健福祉圏域を参酌し、所管区域を設定	北海道保健所条例	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置数及び所管区域について、検討することが必要。 新興感染症発生時に適切な対応が可能となるよう、人材の適正配置の検討が必要。
構想区域 （医療法）	2025年における医療需要を推計した北海道地域医療構想の策定に当たり、第二次医療圏と同一の構想区域を設定	北海道地域医療構想	<ul style="list-style-type: none"> 21の構想区域ごとに合意を得た2025年に必要とされる病床数や地域医療構想調整会議の協議の場の見直しなど、抜本的な整理が必要。 構想区域の拡大により、医療機関の都市部への集約化による地域の医療サービスの低下が懸念される
医師確保計画対象区域 （医療法）	医療計画と同	北海道医師確保計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積の拡大または縮小により、地域枠医師の配置や地域医療支援センター派遣など、医師少数区域に所在することで各種医師確保施策の対象となっている医療機関に影響が生ずる可能性がある。
外来医療計画対象区域 （医療法）	医療計画と同	北海道外来医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 地域で不足する医療機能に対する取組の方向性などの再整理が必要。 区域の拡大により、医療機関の都市部への集約化による地域の医療サービスの低下が懸念される。
がんの医療連携圏域	がんの病態に応じて比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として第二次医療圏と同一の区域を設定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等は、国の整備方針において、がんの医療圏に1か所の整備とされているため、圏域数の増減があった場合、医療機関の指定に係る国への推薦方針について、検討することが必要。

第二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響 ②

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
脳卒中の医療連携圏域	発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として第二次医療圏と同一の区域を設定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、発症後早期の専門的治療や、住民に身近な医療機関におけるリハビリテーション等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携圏域	発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として第二次医療圏と同一の区域を設定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、発症後早期の専門的治療や、住民に身近な医療機関におけるリハビリテーション等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
糖尿病の医療圏域	発症後早期の診療開始と比較的高度で専門性の高い医療サービスの提供ができる圏域として第二次医療圏と同一の区域を設定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大し、医療機関が都市部等へ集中した場合、住民に身近な医療機関における継続的な疾病管理や合併症予防等に必要な医療機能の確保がより難しくなることが懸念される。
精神疾患に係る医療連携圏域	受診へのアクセスのしやすさや必要時の入院を含む適切な医療の提供と合わせて、地域における保健・福祉・介護サービス等と連携した地域生活を支える機能を有する圏域として設定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 圏域面積が拡大した場合、精神疾患を抱える方の身近な地域での生活を支えることが困難になるなど、精神科医療機能の低下が懸念される。
周産期医療圏	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進のため、地域の実情及び分娩のリスクに応じて必要となる医療機能を明確にして周産期医療圏を設定	周産期医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦が、身近な地域で子どもを産み育てることが困難となるなど、周産期医療の低下や妊産婦の負担増加が生じないよう慎重な検討が必要。
小児医療圏	小児医療の充実のため、地域の実情に応じて必要となる医療機能を明確にして小児医療圏を設定	小児医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> 第二次医療圏単位で整備されている重症の小児患者に対する小児救急医療の低下や保護者の負担増が生じないよう慎重な検討が必要。

第二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響 ③

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
二次救急医療	入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療体制や救急搬送体制を整備	救急医療対策事業実施要綱 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域面積が拡大した場合、現在第二次医療圏単位で整備されている重症患者に対する救急医療の低下や第三次救急医療体制への負担増が懸念される。
地域災害拠点病院	災害時の医療の確保及び搬送体制の整備を図ることを目的に、第二次医療圏毎に地域災害拠点病院を整備	災害医療対策事業等実施要綱 厚生労働省医政局長通知 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要な災害医療体制を構築するため、圏域の特性等を考慮し、第二次医療圏内での複数配置も可能としており、区域変更による影響は少ない。
地域周産期母子医療センター	産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療を提供できるものとして、第二次医療圏毎に整備	周産期医療の体制構築に係る指針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦が、身近な地域で子どもを産み育てることが困難となるなど、周産期医療の低下や妊産婦の負担増加が生じないよう慎重な検討が必要。
小児二次救急医療体制	休日・夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療体制を第二次医療圏毎に整備	救急医療対策事業実施要綱 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次医療圏単位で整備されている重症の小児患者に対する小児救急医療の低下や保護者の負担増が生じないよう慎重な検討が必要。
第二種感染症指定医療機関	医療機関の第二種病室の病床数が適当と認められ、第二次医療圏の人口やその他の事情を勘案して指定	感染症指定医療機関の基準 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次医療圏に1か所以上の指定を規定しているため、圏域面積が拡大した場合、指定を辞退する医療機関が生じることが懸念される。 ・圏域面積が増減する場合、現在の指定医療機関数を維持できたとしても、搬送先医療機関との搬送体制の再構築を検討する必要がある。
地域医療支援病院	国、自治体、医療法人等の開設する病院で、かかりつけ医を支援し、第二次医療圏単位での地域医療の充実を図る病院として承認する制度	医療法（第4条） 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の区域が変更となって人口が増加した場合、圏域の人口によって変動する救急要件を満たさない病院が生じ、地域医療支援病院の減少につながる懸念される。

第二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響 ④

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
地域センター病院	プライマリ・ケアを支援する二次医療機関で、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するため、地域センター病院として指定	地方・地域センター病院等の整備方針 北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針では、地域センター病院は、第二次保健医療福祉圏に1箇所又は2箇所を指定することとされており、二次医療圏の設定状況によっては、指定箇所数変更・見直しの必要性が生じる。
小児地域医療センター・小児地域支援病院	専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保を図るため、第二次医療圏域ごとに北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院を選定	北海道医療計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次医療圏ごとの選定数の規定はなく、基準を満たした医療機関を選定しているため、医療圏の見直しに関わらず、引き続き現体制を維持する。
地域福祉圏（社会福祉法）	二次医療圏と同一の設定としている高齢者保健福祉圏域や障害福祉圏域と整合	北海道地域福祉支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉圏域の設定の基本としている高齢者保健福祉圏域や障害保健圏域における影響と同一
高齢者保健福祉圏域（介護保険法）	どこの地域に暮らしていても、必要なサービスが受けられるように、広域的な観点からサービス提供基盤の確保を図るための圏域として設定 (医療計画における二次医療圏との整合性)	北海道介護保険事業支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」のサービス見込量は市町村計画の積み上げのため、圏域の区域変更に伴うサービス提供体制に影響はないと考える。 ・二次医療圏の拡大により医療機関が都市部へ集中した場合には、高齢者の在宅生活を支えるために地域で必要な医療サービスの確保が困難になることが懸念される。

第二次医療圏を単位として設定している施策等と区域変更で想定される影響 ⑤

区分	施策内容	関連計画等	区域変更で想定される影響（想定）
障害保健福祉圏域 （障害者総合支援法）	障害福祉サービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、居住系サービス（共同生活援助）及び日中系活動サービスの量を見込み、推進管理等を行う区域として設定（第二次医療圏と高齢者保健福祉圏域を参考）	北海道障がい福祉計画	・圏域面積が拡大した場合、利用者の生活圏域に着目したサービスの基盤整備への支障が懸念される。
北海道障がい者条例に基づく支援員の配置	障がい者に対する支援の状況を勘案して、市町村の取組に対する助言等を行う支援員を第二次医療圏の区域ごとに配置	障がい者条例施行規則（第2条）	・総体の市町村数は増減しないことから、各圏域に配置する地域づくりコーディネーターの配置数を変えることで対応可能と考える。

【参 考】

医療計画において、第二次医療圏での設置等を目標としている指標については、**圏域面積が拡大した場合に、数値が改善（目標の達成等）する場合もある。**

- 例）
- ・心血管疾患リハビリテーションが実施可能な医療機関がある第二次医療圏域数（医療計画中間見直し時：13 目標値：21）
 - ・救急法等講習会の実施第二次医療圏域数（医療計画中間見直し時：20 目標値：21）
 - ・小児二次救急医療体制が確保されている第二次医療圏域数（医療計画中間見直し時：20 目標値：21）

現行北海道医療計画における医療連携圏域の設定について（北海道医療計画抜粋）

疾 病	医療連携圏域の設定
が ん	<p>がん診療連携拠点病院による専門的な医療サービスの提供を目指す第二次医療圏単位とします。なお、拠点病院等が未指定となっている7圏域については、14圏域に所在する拠点病院等が、第三次医療圏を基本としてカバーする体制を維持・強化します。</p>
脳卒中	<p>発症後早期に適切な治療を開始することが重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である第二次医療圏とします。</p> <p>なお、現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
心筋梗塞等の心血管疾患	<p>発症後早期に適切な治療を開始することが重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である第二次医療圏とします。</p> <p>なお、現状において急性期医療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
糖尿病	<p>疾病管理や合併症予防については、かかりつけ医や専門医等の連携が重要であることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である第二次医療圏とします。</p> <p>なお、現状において専門治療や慢性合併症治療が完結しない医療圏においては、患者の受療動向等を踏まえた広域的な連携に関する協議の場として、保健医療福祉圏域連携推進会議等を活用しながら、患者情報の共有や地域における課題等について意見交換を行うなど、病病連携・病診連携の更なる推進を図り、必要な医療連携体制の確保に努めます。</p>
精神疾患	<p>受診へのアクセスのしやすさや必要時の入院を含む適切な医療の提供と合わせて、地域における保健・福祉・介護サービス等と連携した地域生活を支える機能等が求められることから、入院医療サービスの完結を目指す圏域である第二次医療圏単位とします。</p> <p>精神科救急・身体合併症の対応及び地域連携拠点機能等、高度で専門的な医療サービスの提供体制については、医療資源の少ない地域での完結が難しいことや本道の広域性を考慮し、高度で専門的な医療サービスの提供を目指す圏域である第三次医療圏を基本として、道央圏を3分割した8圏域体制を基本に、隣接する圏域と連携を図りながら、医療連携体制を構築します。</p>

現行北海道医療計画における医療連携圏域の設定について（北海道医療計画抜粋）

事業	医療連携圏域の設定
救急医療	<p><u>初期救急医療</u>：原則、市町村を単位とする第一次医療圏とします。</p> <p><u>二次救急医療</u>：比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、入院医療サービスの完結を目指す医療圏である第二次医療圏とします。</p> <p><u>三次救急医療</u>：高度で専門的な医療サービスを提供する医療圏である第三次医療圏とします。</p>
災害医療	<p>「災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）において、原則、第二次医療圏ごとに地域災害拠点病院を整備する必要があるとされていることから、本計画に定める第二次医療圏を基本とします。</p>
周産期医療	<p><u>総合周産期センター</u>：母胎又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療の提供ができる総合周産期センターの整備を図る周産期医療圏を、第三次医療圏とします。</p> <p><u>地域周産期センター</u>：周産期に係る比較的高度な医療の提供ができる地域周産期センターの整備を図る周産期医療圏を、第二次医療圏とします。</p>
小児医療	<p><u>一般の小児医療及び初期救急医療</u> 初期救急を含む一般の小児医療圏は、原則、市町村を単位とする第一次医療圏とします。</p> <p><u>専門医療及び二次救急医療</u> 専門医療及び入院を要する小児救急医療の小児医療圏は、比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、入院医療サービスの完結を目指す医療圏である第二次医療圏とします。 なお、専門医療や二次救急医療の完結しない医療圏においては、他の圏域の医療機関や消防機関と連携を図りながら、必要な医療の確保に努めます。</p> <p><u>高度・専門医療及び三次救急医療</u> 高度・専門医療及び重篤な小児患者に対する救命医療の小児医療圏は、高度で専門的な医療サービスを提供する医療圏である第三次医療圏とします。</p>
在宅医療	<p>在宅医療の連携圏域は、引き続き、保健所を連携づくりのコーディネータ役と位置づけ、多職種による連携体制の構築を図っていくことから、第二次医療圏を基本としつつ、住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられる体制としていくため、日常の療養支援に関する機能等については、市町村単位での構築を目指します。</p>

**第二次医療圏の設定に係る
地域医療専門委員会各委員の意見
〈令和4年10月 第1回目取りまとめ〉**

- 国では、二次医療圏は入院に係る医療を提供する一体の圏域として、一定規模以上の人口や圏域内を優先する患者の受療動向により成立するものであるとしており、これまで国が示してきた基準を適用した場合には、道内では約半数の医療圏が見直しの対象となる。一方で、国は二次医療圏の見直しを検討する際には、圏域の面積や基幹病院までのアクセス時間等も考慮する必要があるとしており、道においては、こうした点にも配慮し、既に広大な面積を有する本道の二次医療圏の見直しを行ってきていないことは理解する。
- 今後の二次医療圏のあり方検討に当たっては、限りある医療資源を効率的に活用するという視点も大切だが、何よりも地域の人々が安心して暮らすことのできる必要な医療提供体制を確保することがその前提になるのではないかと考えている。このため、現行の二次医療圏を基に住民や自治体等に対するアンケートなどにより、入院医療に対する負担感や期待などについて把握するとともに、地方交通体系の見直しや医療機能の低下等により他圏域への受療動向が見られる場合には、圏域内の医療機能の強化と併せて他圏域の医療機関との連携のあり方について別途検討を行うことも必要ではないかと考えている。
- 委員長のご発言のとおり、「ある程度の病気を診てもらえる医療機関をいかに残すか、これが医療計画だと思う。」と考えている。そのためには出張医師の派遣も含め検討が必要と考えるが、昨今の冬期の交通事情ではなかなか派遣先まで行けない問題もあるため、交通も含めて今後の検討課題となるのではないかと考えている。
- 道民の皆様も二次医療圏という概念にやや乏しいのかと思っている。「こうした疾患はこの部分でしっかりと治せます。」という周知がもう少し進むと良いのではないかと考えている。そういう意味では疾患毎に多少医療圏が異なっても良いのではないかと考えている。
- 二次医療圏は疾病予防から入院治療まで、一般的な医療を提供する区域である。医療圏によっては提供できる医療資源に限りがあり、必要とされる医療資源の提供が困難な地域がみられ、人口減少により今後の医療提供体制の拡大も期待できないのではないかと考えている。

- 地域住民は二次医療圏を越えて必要とされる医療を求めて流出している現実があり、現在の二次医療圏を越えた拡大二次医療圏の設置の考慮が必要である。その際、行政区域は現状を追認し（保健所は存続）、区域の医療資源を維持すること（病床移動は現状と同じ二次医療圏内に限る。）が望まれるのではないかと。
- 5疾病、5事業の一部は、三次医療圏を拠点としてカバーしている。その体制を一般的な医療に拡大してはどうか。特に救急医療の確保を基本に想定されることを望む。
- 現在の地域医療構想区域と地域医療構想調整会議は継続し、複数の近隣地域構想調整会議を包括する拡大地域医療構想調整会議を新たな拡大二次医療圏に設置してはどうか。
- 無医地区数が全国一の北海道においては、二次医療圏の枠組みをどうするかではなく、都市部以外のへき地に居住する住民に対する医療体制をどうするかの方策をとるべきではないかと。魚のいないところには釣り人は集まらないのと同じように人口の少ないところには新しい病院はできないし既存の病院も経営を持続するのは難しくなっていく。しかしながら、少ないながらもそこには住民の方々は住んでいる。行政は行政の責任として採算を度外視してでもそのような方々への医療提供体制を整えていくべきではないかと。
- 北海道の広域性、人口減少、医療の偏在を考えると、可能な限り居住している地域の近くで急性期医療まで受けられる、また訪問診療・訪問看護等の在宅医療でカバーできる範囲での圏域設定が必要である。人材が不足していても応援体制を取ることによって必要な医療が受けられる状況を作れることが重要であることから、①急性期、回復期、慢性期、在宅までの医療提供体制が確保できる圏域、②訪問診療、訪問看護等の在宅医療を提供するための施設数、医療従事者を確保できる圏域、③隣接する地域で応援体制が構築できる圏域、の検討も必要ではないかと。
- 宗谷に関しては、札幌より上川北部の方が距離を勘案すると現実的でないかと。将来的には、患者の受療動向を反映した医療圏域の設定も考慮すべきでないかと（東胆振・日高の襟裳町→十勝、十勝の陸別町→オホーツク、オホーツクの西興部村、雄武町→上川北部等）。
- 将来的には、病院の再編・統合が進む中、患者の受療動向が変化する可能性も考慮することが必要ではないかと（例えば岩見沢市立病院と労災病院の統合により、札幌圏域の流出が減少する可能性等）。

- 現在、周産期領域においては、出生数の減少、高齢出産の上昇をベースに、ハイリスクの妊産婦や新生児の割合の増加がみられる。医療の質と安全性の担保のために、周産期医療は集約化・重点化の方向にある。南桧山や北空知など、出産施設のない二次医療圏域がある。二次医療圏毎に分娩施設整備することも必要だと思われるが、安全安心な周産期医療のためには、圏域を超えたアクセスの確保が優先ではないか。
- 二次医療圏域に出産施設を構えることが、実際にその圏域における母子の安全や患者満足度につながり、医療者の確保・施設の整備が採算に見合う医療であるのかも考えた上で対応すべきではないのか。望ましい周産期医療圏域を定義するのは、広い北海道では難しいかもしれないが、患者教育も含めて考えていく必要があるのではなかいか。実際に、セミオープンシステムやオープンシステムを利用し、二次医療圏を越えての分娩も増加している。
- 二次医療圏として機能しているか否かについて、受療動向（患者の流出入割合）が判断基準の1つとなるのであれば、国保・後期高齢加入者のデータだけではなく、現役世代を多く抱えている協会けんぽ加入者の受療動向も参考とすることが必要ではないか（平成30年度・令和元年度の協会けんぽ加入者医療圏・市区町村単位別の患者流出入状況は、保険者協議会を通して、各圏域の地域医療構想調整会議の場に提供済みであり、令和2年度分についても、提供できる準備がある。）。
- 二次医療圏の設定変更で、医療提供体制に変化が生じ、患者側が医療機関にかかりづらい状況になってしまう可能性はないのか。議論の際には、医療の場を求めている患者側の視点からも検討するなど、医療機関のアクセスに影響が出ない環境構築を前提とした議論が必要でないか。
- 薬品提供体制や薬局による在宅医療については、市町村単位や保健所圏域単位で整備することが多いことや、場所によっては隣接する二次医療圏の方が近いことから圏域外で医療を受けることも想定されるため、二次医療圏の設定に際してはこれらを考慮し、弾力的に設定していくことが重要でないか。

参考資料

人口推計

圏域	推計人口	国勢調査	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	国勢調査	R2-H28	R2-H30
	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2		
北海道	5,535,000	5,506,419	5,460,000	5,400,000	5,352,000	5,286,000	5,224,614	▲ 127,386	▲ 61,386
南渡島	407,400	402,525	394,060	385,390	375,800	366,190	359,223	▲ 16,577	▲ 6,967
南檜山	27,800	26,282	25,190	24,280	23,240	22,090	21,139	▲ 2,101	▲ 951
北渡島檜山	41,900	41,058	39,400	37,870	36,300	34,770	33,405	▲ 2,895	▲ 1,365
札幌	2,316,400	2,342,338	2,346,830	2,356,590	2,367,480	2,372,040	2,396,732	29,252	24,692
後志	238,000	232,940	225,550	218,080	211,010	203,930	198,888	▲ 12,122	▲ 5,042
南空知	185,700	181,886	176,230	169,860	163,590	157,680	152,486	▲ 11,104	▲ 5,194
中空知	122,100	118,662	114,710	110,520	107,000	103,180	99,784	▲ 7,216	▲ 3,396
北空知	36,900	35,706	34,580	33,200	32,010	30,920	29,694	▲ 2,316	▲ 1,226
西胆振	202,000	200,231	196,030	190,890	186,710	181,030	176,606	▲ 10,104	▲ 4,424
東胆振	216,100	216,058	214,150	212,350	211,350	207,170	205,748	▲ 5,602	▲ 1,422
日高	76,700	75,321	72,670	70,190	67,490	65,060	63,372	▲ 4,118	▲ 1,688
上川中部	406,300	403,246	397,580	393,170	387,980	381,380	381,296	▲ 6,684	▲ 84
上川北部	72,700	71,630	69,450	67,110	65,210	63,070	60,763	▲ 4,447	▲ 2,307
富良野	46,200	45,489	44,660	43,280	41,790	40,570	39,894	▲ 1,896	▲ 676
留萌	57,500	53,105	50,810	48,720	46,870	44,790	43,050	▲ 3,820	▲ 1,740
宗谷	70,800	73,447	70,450	68,230	65,740	63,270	62,140	▲ 3,600	▲ 1,130
北網	234,600	233,658	229,390	224,090	219,620	213,940	208,460	▲ 11,160	▲ 5,480
遠紋	77,400	76,351	73,420	71,140	68,660	66,050	64,902	▲ 3,758	▲ 1,148
十勝	347,700	348,597	345,840	342,530	341,000	336,080	332,648	▲ 8,352	▲ 3,432
釧路	251,700	247,320	242,190	236,470	233,190	226,980	222,613	▲ 10,577	▲ 4,367
根室	81,100	80,569	78,860	77,030	74,960	72,810	71,771	▲ 3,189	▲ 1,039

入院患者流出割合／R元

令和元年度 受療動向 (二次医療圏)		医療機関所在地（到着地）																					流出割合		
		南渡島	南檜山	北渡島檜山	札幌	後志	南空知	中空知	北空知	西胆振	東胆振	日高	上川中部	上川北部	富良野	留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室		その他	
患者居住地 (出発地)	南渡島	96.5%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%		0.1%	0.0%		0.0%				0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	3.5%		
	南檜山	76.4%	18.1%	0.4%	4.2%	0.1%	0.2%		0.2%			0.0%			0.0%					0.1%			0.3%	81.9%	
	北渡島檜山	47.4%	0.3%	32.4%	11.9%	0.2%	0.0%	0.0%		4.3%	0.1%		0.1%										3.3%	67.6%	
	札幌	0.0%	0.0%	0.0%	98.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	1.6%
	後志	0.1%	0.0%	0.1%	26.0%	72.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					0.5%	27.8%	
	南空知	0.0%			35.8%	0.1%	58.9%	4.3%	0.0%	0.1%	0.2%		0.2%			0.0%				0.0%	0.0%			0.3%	41.1%
	中空知	0.0%			11.6%	0.0%	0.8%	81.7%	1.0%	0.0%	0.2%		3.9%	0.0%	0.5%	0.0%			0.0%	0.0%	0.0%			0.2%	18.3%
	北空知				3.1%	0.0%	0.2%	7.7%	67.6%				21.0%	0.0%	0.0%	0.1%								0.1%	32.4%
	西胆振	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%	0.1%	0.0%	0.0%		90.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			0.9%	9.5%
	東胆振	0.0%	0.0%	0.0%	14.1%	0.0%	0.1%	0.0%		3.7%	81.1%	0.0%	0.2%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%		0.6%	18.9%
	日高	0.0%			34.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	35.3%	22.3%	0.8%		1.3%				0.0%		4.6%	0.1%		0.7%	77.7%
	上川中部	0.0%			1.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%		95.5%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		2.3%	4.5%
	上川北部	0.0%			3.2%	0.1%	0.1%	0.6%	0.2%	0.0%	0.0%		26.5%	68.8%	0.1%	0.0%	0.1%		0.0%	0.0%				0.3%	31.2%
	富良野			0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%		35.6%		60.4%				0.0%		0.5%	0.0%		0.1%	39.6%
	留萌	0.0%			15.4%	0.1%	0.1%	1.1%	3.3%	0.0%			17.4%	1.5%		59.2%	1.7%			0.0%	0.0%			0.3%	40.8%
	宗谷	0.0%			18.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	13.8%	0.0%	0.0%	54.5%		0.0%	0.0%	0.0%			0.3%	45.5%
	北網	0.0%			6.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%		2.8%	0.0%	0.0%				90.1%	0.1%	0.2%	0.7%	0.0%	0.1%	9.9%
	遠紋	0.0%		0.0%	6.5%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%		15.7%	5.3%	0.0%	0.0%			16.1%	55.5%	0.2%	0.0%		0.3%	44.5%
	十勝	0.0%			3.1%	0.0%	0.0%	0.1%		0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	95.2%	0.3%	0.0%	0.5%	4.8%	
	釧路	0.0%			2.2%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.1%						0.2%	0.0%	0.4%	96.4%	0.1%	0.5%	3.6%
根室	0.1%		0.0%	8.7%	0.1%	0.0%	0.0%			0.1%		0.3%		0.0%				0.4%	0.0%	0.5%	66.6%	22.8%	0.3%	77.2%	

入院患者流出件数／R元

令和元年度 受療動向 (二次医療圏)		医療機関所在地（到着地）																							
		南 渡 島	南 檜 山	北 渡 島 檜 山	札 幌	後 志	南 空 知	中 空 知	北 空 知	西 胆 振	東 胆 振	日 高	上 川 中 部	上 川 北 部	富 良 野	留 萌	宗 谷	北 網	遠 紋	十 勝	釧 路	根 室	そ の 他	合 計	
患者 居 住 地 (出 発 地)	南渡島	301,290	28	142	5,965	57	3	35		298	38		61			3	11		68	131	5	4,101	312,236		
	南檜山	14,801	3,496	78	809	16		32		31			9		6				23				64	19,365	
	北渡島檜山	14,322	97	9,797	3,583	53	2	15		1,314	26		17							1		1,009	30,236		
	札幌	514	18	40	1,611,134	2,923	3,208	854	340	908	2,031	53	915	69	61	50	130	127	64	459	297	19	13,899	1,638,113	
	後志	191	1	249	59,099	164,278	96	1	34	1,942	252	1	65	35	12		9	16		17	18		1,191	227,507	
	南空知	50			54,991	146	90,438	6,592	36	89	304		237			23			15	27			492	153,440	
	中空知	6			14,238	56	938	100,111	1,180	14	215		4,775	9	659	9		14	15	57	12		200	122,508	
	北空知				1,546	24	85	3,819	33,415				10,368	1	15	70						1		65	49,409
	西胆振	101	1	17	16,487	186	48	28		189,124	944	19	77	17				10	1	25	22		1,940	209,047	
	東胆振	51	1	2	20,021	45	115	41		5,191	114,914	70	235	25		10	11	44	7	93	29		796	141,701	
	日高	20			16,198	65	94	3	13	150	16,758	10,621	376					3		2,210	55		354	47,531	
	上川中部	113			3,979	26	42	496	628	48	262		272,342	288	157	20	33	89	16	77	23		6,559	285,198	
	上川北部	18			1,742	45	32	307	130	14	15		14,400	37,420	31	4	69		15	8			142	54,392	
	富良野			2	950	3	5	331	22	2	9		13,737		23,294			2		193	2		44	38,596	
	留萌	14			8,319	29	41	596	1,759	20			9,406	817		31,978	893			1	1		140	54,014	
	宗谷	23			11,584	72	32	66	31	25	4	2	7,895	8,764	22	17	34,473	28	29	16	3		196	63,282	
	北網	20			8,017	24	6	20		8	14		3,698	30	9			121,033	149	228	1,005	7	124	134,392	
	遠紋	12		5	3,808	50	21	30	63	1	3		9,227	3,137	2	22		9,457	32,561	97	14		150	58,660	
	十勝	1			8,023	54	38	134		18	68	7	869	21	44	1	15	923	2	243,779	664	3	1,366	256,030	
	釧路	60			4,802	46	19	78		4	5	3	247					438	4	768	208,469	203	1,003	216,149	
根室	35		2	4,279	65	7	9			73		143		15			185	1	240	32,832	11,249	131	49,266		
合計	331,642	3,642	10,334	1,859,574	168,263	95,270	113,598	37,651	199,201	135,935	10,776	349,099	50,633	24,932	32,210	35,636	132,380	32,880	248,386	243,578	11,486	33,966	4,161,072		

非公表

非公表

非公表